

# 湘南ビジネスダイレクト基本規定

## 【法人事業者向けインターネットバンキング規定】

### 第1条 法人事業者向けインターネットバンキング「湘南ビジネスダイレクト」の申込

#### 1. (法人事業者向けインターネットバンキング「湘南ビジネスダイレクト」とは)

法人事業者向けインターネットバンキング「湘南ビジネスダイレクト」(以下「本サービス」といいます)は、パーソナルコンピューター等の機器(以下「端末」といいます)を用いた、本サービスのご契約先(以下「ご契約先」といいます)からの依頼に基づき、当金庫所定の取引を行なうサービスをいいます。

- (1) オンラインサービス(照会・振込・振替)
  - ① 照会・・・残高照会・入出金明細照会・取引履歴照会
  - ② 資金移動・・・振込・振替
  - ③ 収納サービス・・・税金・各種料金払込(ペイジー)
- (2) 一括振込サービス(総合振込・給与振込)
  - ① 総合振込
  - ② 給与・賞与振込
  - ③ 預金口座振替(別途申込必要)

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

これらの追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 2. (利用申込)

- (1) 本サービスの利用を申込されるご契約先は、原則として当金庫が定める本支店訪問地域内に住所または営業所を有して事業を営んでいる個人(屋号・肩書き付き名義の口座および事業性資金の口座を含みます)または法人とし、本基本規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「法人事業者向けインターネットバンキング・湘南ビジネスダイレクト」のご契約が必要となります。
- (2) 本サービス利用申込には、当金庫制定の書面「湘南ビジネスダイレクト利用申込書」(以下「本サービス申込書」といいます)により「ご契約先登録用暗証番号」その他必要な事項を記載して届出てください。
- (3) 本サービスの申込後、当金庫は申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合はご契約者番号および確認番号等必要な事項を記載した「お客様カード」(後記第2条3参照)を貸与いたしますので、「お客様カード」がお手許に届きしだい本サービスのご利用が可能となります。
- (4) 本サービス申込の際、本サービスご利用口座の各々につき、本サービス申込書に押された印鑑の印影と該当口座の印鑑として届出されている印鑑の印影を相当の注意をもって当金庫が照合し、相違ないと認めて取扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (5) 本サービスのご契約先は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示したご契約者番号または各種暗証番号または電子証明書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

#### 3. (利用資格者)

- (1) 本サービスの利用資格者は、ご契約先を代表する管理者(以下「管理者」といいます)および管理者の権限を代行する利用者(以下「利用者」といいます)とします。
- (2) ご契約先は、本サービスの申込に際してご契約先を代表する管理者を申込書により届出るものとします。
- (3) 管理者は管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。
- (4) ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届出るものとします。

当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (5) 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届出るものとします。

当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内

容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 4. (契約の成立)

本サービスの利用に関するご契約先と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるご契約先の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

#### 5. (利用可能端末)

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限り、利用可能とします。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

#### 6. (利用時間)

本サービスの利用時間は当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、利用時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、利用時間は本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。かつ、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であってもご契約先に予告なく、ご利用を一時停止または中止することがあります。

#### 7. (代表口座)

ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます）として申込書により届出のものとします。

#### 8. (手数料等)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいただきます。

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。引落口座は代表口座とします。

- (2) 当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) ご契約先は、振込手数料等、本サービスの取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸取引手数料および消費税を支払うものとします。

なお、提供するサービスの追加または変更にとまらぬ、諸取引の手数料を新設・変更する場合があります。この場合、第1号と同様の方法により引き落とします。

### 第2条 本人確認

#### 1. (本人確認の手段)

- (1) ご契約先が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるご契約先の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、ご契約先の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。
- (2) 本サービス利用時の本人確認は、次の方法の他、当金庫の定める方法により行います。
  - ① 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）
  - ② ご契約者番号および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）
- (3) 電子証明書方式またはID・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届出てください。

#### 2. (電子証明書の発行)

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申込んだご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。
- (2) 同一のご契約先において、電子証明書方式とID・パスワード方式の併用はできません。

#### 3. (ご契約先暗証番号等の登録)

- (1) ご契約先は、当金庫に対し、本人確認のための「ご契約先登録用暗証番号」を、ご契約先自身が決定し、申込書に記入し届出てください。
- (2) 当金庫は、本サービスの申込み受付後、ご契約先の「ご契約者番号」・「確認番号」等を記載した「お客様カード」をご契約先に貸与するものとし、当金庫に届出の住所に郵送します。
- (3) 管理者は、本サービスの利用開始前に、端末により「ご契約先暗証番号」および「ご契約先確認暗証番号」を当金庫所定の方法により登録します。

- (4) 電子証明書方式を申込の場合は、前3号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

#### 4. (利用者暗証番号等の登録)

- (1) 管理者は、端末により利用者の利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等を当金庫所定の方法により登録します。なお、利用者ワнтаイムパスワードの登録は、ご契約先の任意とします。
- (2) 電子証明書を申込の場合は、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

#### 5. (本人確認手続き)

- (1) 本サービスにおける管理者の本人確認方法は、次に定めるとおりとします。
- ① 電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、ご契約先暗証番号および確認番号等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- ② ID・パスワード方式においては、管理者が端末にて入力したご契約者番号、ご契約先暗証番号および確認番号等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- (2) 第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等の登録(電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む)が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。
- ① 電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- ② ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力した利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- (3) 当金庫は、前2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
- ① ご契約先の有効な意思による申込であること。
- ② 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (4) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ご契約者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等、または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして扱い、またそのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 6. (電子証明書の有効期間および更新)

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。  
管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- (2) 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができません。
- (3) 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が電子証明書方式からID・パスワード方式に変更した場合、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

#### 7. (電子証明書の取扱い)

- (1) 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。  
また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- (2) 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続を行ってください。
- (3) 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- (4) 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- (5) 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに電話等で当金庫へ連絡するとともに、当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。
- ① 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
- ② 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
- ③ 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
- この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当

金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、第12条の定める場合を除き、責任を負いません。

## 8. (お客様カードの取扱い)

- (1) 「お客様カード」は、ご契約先(管理者)ご本人が保管してください。  
第三者への譲渡・貸与はできません。  
当金庫から請求があった場合は、速やかに「お客様カード」を返却するものとします。
- (2) ご契約先が「お客様カード」を紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、速やかにご契約先ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。  
この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行ない、本サービスの利用停止の措置を講じます。  
当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (3) 前号の「お客様カード」を失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取扱います。
- (4) 「お客様カード」の再発行はいたしません。

## 9. (暗証番号等の管理)

- (1) 各種暗証番号は重要な情報です。ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。  
また、各種暗証番号を指定する場合は、当金庫所定の文字数を指定してください。  
各種暗証番号の指定にあたっては、ご契約先の責任において適切な番号を指定し厳重に管理するものとし、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行なってください。  
それらの番号の指定や管理状況においては当金庫は責任を負いません。
- (2) 各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛てに直ちに連絡をしてください。  
この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。  
当金庫が本規定(当金庫所定事項に定める事項を含みます)に従って本人確認をして処理を実施した場合、各種暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当金庫は当該依頼をご契約先の意思に基づく有効なものとして取扱います。  
当金庫は、この届出に基づく所定の手続完了前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (3) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行なった場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止します。  
この場合には、すでに依頼済で当金庫が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。  
本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- (4) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行なった場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止します。  
この場合には、すでに依頼済で当金庫が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。  
当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行なってください。
- (5) ご契約先がお取引の安全を確保するため、「ご契約先暗証番号」の変更を行なう場合は、当金庫所定の方法により変更が可能です。

## 第3条 取引の依頼

### 1. (サービス利用口座の届出)

- (1) ご契約先は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座(以下「サービス利用口座」といいます)を、申込書により当金庫に届出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。  
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。
- (6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりご契約先本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために

生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 2. (取引の依頼方法)

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認終了後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

## 3. (取引依頼の確定)

- (1) 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

- (2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。

この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第4条 資金移動取引

### 1. (取引の内容)

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日(以下「指定日」といいます)に、ご契約先の指定するサービス利用口座(以下「支払指定口座」といいます)からご契約先の指定する金額を引き落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引を行います。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をします。

- (4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。

- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。

- ① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。
- ② 支払指定口座が解約済のとき。
- ③ ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき。
- ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤ 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- ⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

- (6) 振込・振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振込・振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

### 2. (指定日)

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日(以下「依頼日」といいます)を指定日とします。なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎていたり、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる等の理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

### 3. (依頼内容の変更・組戻し)

- (1) 振込において、指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取り扱える場合があります。

ただし、振込先の金融機関・本支店名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続によりします。

- ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱える場合があります。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- ② 当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。  
現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。  
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則訂正または組戻しはできません。

この場合には、ご契約先と受取人との間で協議してください。

- (4) 訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ってしまううえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻し手続きを行った場合、第4条1項1号の振込手数料および消費税は返還しません。
- (7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。

#### 4. (ご利用限度額)

- (1) 取引金額の限度額は以下の方法により定める限度額の範囲内とします。
- (2) 1契約先あたりの1日および1回（1日の起点は、毎日午前0時とします）の振替・振込限度額は、当金庫所定の金額を限度とし、ご契約先が自己の端末を用いて設定した1日および1回の振替・振込限度額は、当金庫所定の限度額の範囲内とします。  
なお、当金庫はご契約先に事前に通知することなく当金庫所定の1日および1回あたりの振込限度額を変更することがあります。
- (3) 当金庫所定の取引限度額・振込限度額もしくはご契約先の指定した振込限度額が変更になった場合、その時点であらかじめご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の限度額にかかわらず実行するものとします。
- (4) 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付ける義務を負いません。

#### 第5条 照会サービス

##### 1. (取引の内容)

- (1) ご契約先は、ご契約先の指定する代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。  
なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。
- (2) 照会サービスの利用時間は当金庫所定の時間内とします。  
ただし、当金庫はこの取扱い時間をご契約先に事前に通知することなく変更することがあります。
- (3) 照会サービスにおいて当金庫が回答する内容は、照会時点の最新の取引内容が反映されない場合があります。

##### 2. (照会後の取消し、変更)

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第6条 一括振込サービス (総合振込・給与振込)

##### 1. (サービスの定義)

- (1) 一括振込サービス（以下「一括振込」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。
- (2) 一括振込が可能な伝送データの種類の、申込書により契約した一括振込区分の範囲とします。

## 2. (取りまとめ店)

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替等に係る取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座（代表口座）を有する当金庫本支店とします。

## 3. (取扱方法)

- (1) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行なってください。確認に際し、必要がある場合は、当金庫がご協力します。
- (2) 一括振込の授受にあたり、取扱時限、伝送データの仕様等については、当金庫が定める方法で行ってください。
- (3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額及び当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます）は、当金庫所定の日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。  
振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (4) 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、直ちに当金庫に再送を行ってください。
- (5) 当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

## 4. (ご利用限度額)

- (1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送1回あたりの上限金額を設けます。  
なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- (2) ご契約先は前号のそれぞれの一括振込種類毎について、前号に基づき定められた伝送1回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。
- (3) 上限金額を超えた取引依頼については、その全部につき当金庫は受付義務を負いません。

## 第7条 税金・各種料金払込みサービス

### 1. (取引の内容)

- (1) 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金払込みサービス」といいます）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりの上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条（資金移動）における振込と同様の取扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- (5) 当金庫は、ご契約先に対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。  
なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

### 2. (利用の停止・取消し等)

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。  
料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

## 第8条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。

この届出前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 第9条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第10条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。



## 第11条 免責事項等

### 1. (免責事項)

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策(当金庫所定のセキュリティ手段を含みます)を講じたにもかかわらずシステム、端末、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (2) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

なお振込・振替等の取引受付終了メッセージを受信する前に、回線等の障害により取扱いが中断したと判断し得る場合には、ご契約先の責任に於いて障害回復後に湘南しんきんテレホンセンター等に取引受付の有無をご確認ください。

### 2. (通信経路における安全対策)

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

### 3. (端末の障害)

ご契約先は、本サービスの利用にあたりご契約先自身が所有管理するパソコン等の端末を利用および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫はこの規定によりパソコン等の端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または、成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 4. (郵送上の事故)

当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等、当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が「お客様カード」の裏面に記載の「確認番号」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

## 第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

### 1. (補償の要件)

ご契約者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- (3) ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

### 2. (補償対象額)

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします)前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

### 3. (適用の制限)

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、ご契約者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

### 4. (補償の制限)

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善悪かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
  - ① 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。



- ② 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
  - ③ ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
  - ④ ご契約先に重大な過失があった場合。
  - ⑤ 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

#### 5. (既に払戻し等を受けている場合の取扱い)

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてご契約先に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、ご契約先が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

#### 6. (当金庫が補償を行った場合の取扱い)

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、ご契約先の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他第三者に対してご契約先が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

### 第13条 サービスの利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じる場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

### 第14条 解約等

#### 1. (都合解約)

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

#### 2. (代表口座の解約等)

代表口座を解約する場合は、本サービスは解約の扱いとさせていただきますので、直ちに書面にて解約の届出をしてください。

#### 3. (サービス利用口座の解約)

代表口座以外のサービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約の扱いとさせていただきますので、直ちに書面にて解約の届出をしてください。

#### 4. (サービスの強制解約)

ご契約先が、次のいずれかの事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
- (3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (4) 「お客様カード」が郵便不着、受取拒否等で返却された場合。
- (5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
- (6) 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。
- (7) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (9) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (11) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

#### 5. (解約後の処理)

本契約が本条による解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、ご契約者番号、各種暗証番号等はすべて無効となります。

## 第15条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認・ご案内をすることがあります。(取引依頼時以外に暗証番号やご契約者番号を照会することはありません)

その場合、ご契約先は、当金庫からの通知・照会・確認・ご案内の手段として電子メールが利用されることに同意するものとし、当金庫は、当金庫に届出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通知手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第16条 規定等の適用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。

## 第17条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとし、変更内容は、当金庫ウェブサイトでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

## 第18条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から書面による申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

## 第19条 機密保持

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

## 第20条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第21条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

## 第22条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

# 湘南ビジネスダイレクト基本規定

## 【ワンタイムパスワードサービス規定】

### 第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、湘南ビジネスダイレクト（法人事業者向けインターネットバンキングサービス）の利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、ご契約先（以下「ご契約先」といいます）の認証を行うサービスをいいます。

なお、本サービスを利用する場合は、湘南ビジネスダイレクト基本規定第2条4項および第5項に定める利用者ワンタイムパスワードは利用できないものとします。

### 第2条 利用資格

本サービスの利用者は、湘南ビジネスダイレクトを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

### 第3条 利用申込及び利用開始

#### 1. (ワンタイムパスワード生成・表示装置)

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます）が必要となります。

トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。

ご契約先は、利用者ごとにハードウェアトークンとソフトウェアトークンのいずれかを選択することができますが、同一利用者での併用はできません。

##### (1) ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式をいい、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

##### (2) ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式をいい、ご契約先はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

#### 2. (利用申込及び利用開始)

##### (1) ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込ください。

ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。

ご契約先は湘南ビジネスダイレクトの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、金庫所定の登録画面に入力された「トークンID」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

##### (2) ソフトウェアトークン

ご契約先の管理者が、あらかじめ端末にアプリをダウンロードのうえ、当金庫所定の方法でアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、入力された「トークンID」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

#### 3. (契約の成立)

本サービスの利用に関するご契約先と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のご契約先の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

### 第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、湘南ビジネスダイレクトの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。

その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。

当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

## 第5条 トークンの利用期限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込を行ってください。利用できなくなったハードウェアトークンはご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。
2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続を行うものとします。
3. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。  
この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続を行うものとします。

## 第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出するものとします。  
この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止等の措置を講じます。
2. 前項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。  
当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に郵送します。  
ソフトウェアトークンの場合、ご契約先にあらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。
3. 前項によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続を行うものとします。

## 第7条 利用料

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます）をいただきます。
2. 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

## 第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。  
ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行を依頼するものとします。  
ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該利用者に関し、湘南ビジネスダイレクトの利用を停止します。  
湘南ビジネスダイレクトの利用を再開するには、管理者が所定の手続きにより解除処理をおこなってください。
5. ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。  
また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

## 第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。  
なお、ご契約先からの解約に通知は当金庫所定の方法によるものとします。

2. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。

4. 第1項から第3項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本基本規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

#### **第10条 譲渡・質入等の禁止等**

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

#### **第11条 規定等の適用**

本契約に定めのない事項については、湘南ビジネスダイレクト基本規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

#### **第12条 規定の変更等**

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上